

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

○亀岡市保育の利用に関する規則の一部
 改正 (保育課) 2

—— 告 示 ——

○公示送達 (保険医療課) 5

○亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要
 綱の一部改正 (高齢福祉課) 5

○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 5

○亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル
 ギー(FIT売電不可)導入事業費補
 助金交付要綱 (環境政策課) 6

○亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル
 ギー導入事業費補助金交付要綱の一部
 改正 (環境政策課) 8

○亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱
 の一部改正 (子育て支援課) 9

○公示送達 (高齢福祉課) 10

○指定公金事務取扱者の指定
 (資源循環推進課) 10

○公示送達 (税務課) 11

○公示送達 (保険医療課) 12

○公示送達 (税務課) 14

○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 16

—— 公 告 ——

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 17

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 20

○公募型プロポーザル方式による事業者
 の選定 (桂川・道路交通課) 24

○農用地利用集積等促進計画の認可
 (農林振興課) 25

○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 26

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 30

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 33

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 36

○都市計画法に関する工事完了の公告
 (都市計画課) 40

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 41

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 45

○本市職員採用試験の結果 (人事課) 49

○農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 49

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 50

○都市計画法に関する工事完了の公告
 (都市計画課) 54

○認可地縁団体が所有する不動産に係る
 登記の特例について (自治防災課) 55

○亀岡市人事行政の運営等の状況
 (人事課) 57

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○選挙人名簿の登録を行う日の変更 70

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 70

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 71

市立病院欄

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 71

規 則

亀岡市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

亀岡市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市保育の利用に関する規則（平成26年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

7	保護者の状況	就労が内定している場合	-1
		市内で保育士等として雇用されており、1月120時間以上の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+6
		市内で保育士等として雇用されており、1月48時間以上120時間未満の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+3
		市外で保育士等として雇用されており、1月48時間以上の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+1
		市内の特定教育・保育施設で保育士等以外として雇用されている場合	+1
8		入所希望日の属する月又はその翌月において、育児休業等が終わり、職場に復帰する場合	+2
9		一時預かり事業、認可外保育施設での保育等を利用し、既に就労している場合	+2
10		疾病又は障害がある場合（別表第1の区分13～区分17を適用する場合を除く。）	+2
11	児童の状況	前年度の4月に入所の申込みを行い、入所保留となっている場合（保護者が育児休業の延長を希望する場合を除く。）	+1
12		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する兄弟姉妹が在籍する施設への申込みを行う場合	+4
13		子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する兄弟姉妹が在籍する施設への申込みを行う場合	+2
14		入所希望日が同一である兄弟姉妹の入所が既に決まっている場合	+2
15		過去に保護者の育児休業等の理由により退園した兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹と同時入所を希望する場合	+2
16		兄弟姉妹に入所の申込みをしない未就学児がいる場合（別表第1の区分18～区分21を適用する世帯であって、当該兄弟姉妹が看護又は介護の対象者である場合及び託児所等を利用する場合を除く。）	-3
17		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている場合	+1
18	代替手段	企業主導型保育施設又は地域型保育事業を利用している場合	+3
		企業主導型保育施設又は地域型保育事業を利用しており、卒園と同時に入所を希望する場合	+4
19		入所希望日の前日をもって市外の認可保育所等を退所し、かつ、入所希望日をもって市内の認可保育所等に転園しようとする場合	+1
20	市内転園	別の保育所等に在籍する兄弟姉妹と同一の保育所等への在籍を希望する場合、転居により遠方の園に通園する場合その他のやむを得ない理由により、市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-2
21		その他の理由で市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-12
22		市内の保育所等に在籍していない多胎児の申込みを同時に行う場合	+1
23	その他	保育料又は副食費の滞納があり、かつ、納付の意思が認められない場合	-5
		保育料又は副食費の滞納があり、かつ、納付の意思が認められる場合	-2
24		福祉事務所長が特に調整が必要であると認める場合	別途調整

」

を

「

7	保護者の状況	就労が内定している場合	-1
		市内で保育士等として雇用されており、1月120時間以上の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+6
		市内で保育士等として雇用されており、1月48時間以上120時間未満の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+3
		市外で保育士等として雇用されており、1月48時間以上の就労時間（勤務予定の場合を含む。）である場合	+1
		市内の特定教育・保育施設で保育士等以外として雇用されている場合	+1
8		入所希望日の属する月又はその翌月において、育児休業等が終わり、職場に復帰する場合	+2
9		一時預かり事業、認可外保育施設での保育等を利用し、既に就労している場合	+2
10		疾病又は障害がある場合（別表第1の区分13～区分17を適用する場合を除く。）	+2
11		育児休業の取得延長を許容できる場合	-50
12	児童の状況	前年度の4月に入所の申込みを行い、入所保留となっている場合（保護者が育児休業の延長を希望する場合を除く。）	+1
13		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する兄弟姉妹が在籍する施設への申込みを行う場合	+4
14		子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する兄弟姉妹が在籍する施設への申込みを行う場合	+2
15		入所希望日が同一である兄弟姉妹の入所が既に決まっている場合	+2
16		過去に保護者の育児休業等の理由により退園した兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹と同時入所を希望する場合	+2
17		兄弟姉妹に入所の申込みをしない未就学児がいる場合（別表第1の区分18～区分21を適用する世帯であって、当該兄弟姉妹が看護又は介護の対象者である場合及び託児所等を利用する場合を除く。）	-3
18		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている場合	+1
19	代替手段	企業主導型保育施設又は地域型保育事業を利用している場合	+3
		企業主導型保育施設又は地域型保育事業を利用しており、卒園と同時に入所を希望する場合	+4
20		入所希望日の前日をもって市外の認可保育所等を退所し、かつ、入所希望日をもって市内の認可保育所等に転園しようとする場合	+1
21	市内転園	別の保育所等に在籍する兄弟姉妹と同一の保育所等への在籍を希望する場合、転居により遠方の園に通園する場合その他のやむを得ない理由により、市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-2
22		その他の理由で市内の別の保育所等に転園しようとする場合	-12
23		市内の保育所等に在籍していない多胎児の申込みを同時に行う場合	+1
24	その他	保育料又は副食費の滞納があり、かつ、納付の意思が認められない場合	-5
		保育料又は副食費の滞納があり、かつ、納付の意思が認められる場合	-2
25		福祉事務所長が特に調整が必要であると認める場合	別途調整

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年度分の保育所・認定こども園入所申込みから適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第3期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第205号

亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（令

和2年亀岡市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表居住費の項金額の欄中「2,006円」を「2,066円」に改め、同表食費の項金額の欄中「1,392円」を「1,445円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業者の名称

社会福祉法人洛和福祉会

2 事業所の名称

洛和グループホーム亀岡千代川

3 事業所の所在地

亀岡市千代川町小林北ン田13-29

- 4 事業の廃止年月日
令和5年9月30日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

「揭示済」

亀岡市告示第207号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT売電不可）導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT売電不可）導入事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、温室効果ガス排出量削減を目的として、環境への負荷が少ない自然エネルギーの利用を促進するため、新たに自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置した者又は自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備及び住宅用給湯機器を同時に設置した者に対し、その設置に要する経費の一部に予算の範囲内において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）、京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領（平成28

年5月20日8エ第55号。以下「府要領」という。）、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築物の総床面積の2分の1以上が居住の用に供されている戸建の家屋であって、個人が所有するものをいう。
- (2) 電気事業者 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第4項に規定する電気事業者をいう。
- (3) 住宅用太陽光・蓄電設備 住宅用の太陽光発電設備（当該設備を用いて発電した電気を電気事業者に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるものに限る。）及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用の蓄電設備をいう。
- (4) 住宅用給湯機器 住宅用の高効率給湯機器又は住宅用のコージェネレーションシステムをいう。
- (5) 事業着手 補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事着工のいずれか早いものをいう。
- (6) 事業完了 補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了又は代金支払のいずれか遅いものをいう。
- (7) 事業期間 事業着手日から事業完了日までの期間をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下

「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

(2) 住宅用給湯機器設置事業

2 前項に定める補助対象事業における補助対象者(補助金の交付の対象となる者をいう。以下同じ。)、補助対象設備(補助金の交付の対象となる設備をいう。以下同じ。)、補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。)及び補助金の額は、同項第1号に掲げる事業にあつては別表第1に、同項第2号に掲げる事業にあつては別表第2に定めるとおりとする。

3 住宅用給湯機器について、別表第2に定める補助対象者、補助対象設備及び補助対象経費の要件を満たすときは、別表第1に定める補助金の額に、別表第2に定める補助金の額を加算することができる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助申請者」という。)は、事業完了後に、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電不可)導入事業費補助金交付申請兼実績報告書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出できる期間は、市長が別に定める。

(補助対象事業の着手)

第5条 補助申請者は、補助対象事業について、市が指定する日以後に事業着手しなければならない。

2 補助対象事業を複数年度にわたって実施しようとする者は、前条第1項の交付申請を行うことができない。ただし、事業期間が1年以上の場合であつて、当該事業に着手する前に市長の承認を受けたときは、当該承認を受

けた日(以下「事業開始承認日」という。)の属する年度の翌年度に限り、前条第1項の交付申請を行うことができる。

3 前項ただし書の承認を受けようとする者(以下「事業開始承認申請者」という。)は、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電不可)導入事業費補助金事業開始承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による事業開始承認の申請があつたときは、その内容を審査し、事業開始承認申請者に対して、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電不可)導入事業費補助金事業開始(変更)承認(不承認)通知書(別記第3号様式。第8項において「通知書」という。)により通知するものとする。

5 事業開始承認申請者は、補助対象事業について、事業開始承認日以後に事業着手しなければならない。

6 事業開始承認申請者は、事業開始承認日の属する年度の翌年度の4月1日から市が指定する日までの間は、補助対象事業を実施してはならない。

7 事業開始承認申請者は、当該承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電不可)導入事業費補助金事業変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

8 市長は、前項の規定による事業変更承認の申請があつたときは、その内容を審査し、事業変更承認申請者に対して、通知書により通知するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、第4条の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル

ギー（F I T売電不可）導入事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記第5号様式）により、適当でないことを認めるときは、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電不可）導入事業費補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、その事業について条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者は、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電不可）導入事業費補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（管理）

第9条 補助対象者は、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって当該補助対象設備を管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てるように努めなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者は、天災その他補助対象者の責に帰すことのできない

理由により当該設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（処分の制限）

第10条 補助対象者は、法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（F I T売電不可）導入事業費補助金処分承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力）

第11条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する資料の提供その他協力を求めることができる。

（確認及び検査）

第12条 市長は、補助対象者に対し、当該補助対象設備の使用状況その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第208号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成29年亀岡市告

示第58号)の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「エネルギー」の次に「(FIT売電可)」を加える。

第1条中「新たに」の次に「自家消費型(FIT売電可)」を加え、「において」の次に「京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領(平成28年5月20日8エ第55号。以下「府要領」という。)」を加える。

第2条第2号に次のように加える。

カ その他府要領別表1に定める要件を全て満たしていること。

第2条第3号オを次のように改める。

オ その他府要領別表1に定める要件を全て満たしていること。

第3条、第5条から第7条まで及び第10条の規定中「亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー」を「亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電可)」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの様式中「亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー」を「亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電可)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー(FIT売電可)導入事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降に交付申請のあった補助金につ

いて適用し、令和6年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

(補助対象者の特例)

3 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、第5条の規定の適用については、「6月以内」とあるのは、「13月以内」とする。

「揭示済」

亀岡市告示第209号

亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱(令和2年亀岡市告示第218号)の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議設置要綱

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするための指針となる亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策計画を策定するに当たり、幅広い意見を求めるため、亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

第2条中「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第210号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第4期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日

から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称 V・drug亀岡中央店
所在地 亀岡市荒塚町2丁目11番5号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務
- 指定公金事務取扱者に指定をした日
令和6年11月6日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年11月6日
- 委託期間
令和6年11月6日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第212号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略

25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度 令和5年度 過1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

9	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

33	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
37	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
38	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
39	督促状	令和6年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
2	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
3	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略

5	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
6	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
7	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
8	令和6年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
9	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
10	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
11	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
12	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
13	令和6年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
14	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
15	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
16	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
17	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
18	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
19	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
20	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
21	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
22	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
23	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
24	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
25	令和6年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
26	令和6年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業所番号
2671600555
- 2 事業者の名称
合同会社京都ケアサポート
- 3 事業所の名称
合同会社京都ケアサポート
- 4 事業所の所在地
亀岡市千代川町小川2丁目4-11
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 廃止年月日
令和6年12月1日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第103号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第6号
- (2) 工事名 国道423号（法貴バイパス）防災・安全交付金工事に伴う配水管移設工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管移設工事 HPPE φ100 L=54.5m
- (6) 予定価格（税込） 2,431,000円
【入札書比較価格（税抜）2,210,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」又は「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月8日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年11月11日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月6日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月11日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月12日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月14日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月15日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月18日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第104号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第9号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事及び国営亀岡中部農地整備事業に伴う配水管移設工事（桂川西工区その1）
- (3) 工事場所 亀岡市大井町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設工
・ D1GX φ350 L = 709.6m
- (6) 工期 契約日の翌日から180日間
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工

期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月14日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月15日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり	
入札参加確認通知の送付	令和6年11月18日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月13日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月19日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月21日（木） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり	
入札期間	令和6年11月26日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月27日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和6年11月27日（水）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年11月29日（金）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和6年12月2日（月）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年12月2日（月） 午前10時	令和6年12月3日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年12月3日（火） 午前9時から午後3時まで	令和6年12月4日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年12月3日（火） 午後3時以降	令和6年12月4日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第105号

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務

(2) 業務内容

西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 購入予定価格

100,000,000円以内
(手数料含む。)

2 その他

詳細は、西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第106号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 認可日

令和6年11月1日

2 縦覧期間

令和6年11月1日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第107号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和6年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [20-35]		10名程度	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和7年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
まちづくり 技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [20-40]	若干名	昭和59年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
かめおか方式 保健師 [-40]		若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)
かめおか方式 司書 [-40]		若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、図書館司書資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]		若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和7年3月31日までに取得見込みを含む。)

- ※ いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。
- ※ いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。
- ※ 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。
- ※ 受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。
- ※ 国籍は問わないが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができる。
 「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。
- ※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験者に別途知らせる。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、保健師、司書】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年12月15日（日）	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験 ^{*1}	令和7年1月11日（土）	亀岡市役所
	個別面接	令和7年1月16日（木） 令和7年1月17日（金） 上記のうち指定する1日 ^{*2}	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和7年1月30日（木）	亀岡市役所

- ※1 総合土木（上級）受験者で、受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。
- ※2 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

(2) かめおか方式【保育士・幼稚園教諭】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和6年12月15日（日）	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和7年1月11日（土）	亀岡市役所
	実技試験	令和7年1月中旬※3	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和7年1月30日（木）	亀岡市役所

※3 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。 ※障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがある。

4 合格発表等

(1) 日程

かめおか方式

合格発表	
1次試験	令和6年12月下旬
2次試験	令和7年1月下旬
3次試験	令和7年2月上旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

◀「公権力の行使」に該当する業務の具体例▶

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

6 初任給

(参考：令和6年7月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
214,544円	198,538円	181,154円

(1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤

勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、京都市町村職員共済組合や亀岡市職員互助会への加入により、病気、けが、入院、結婚、出産などに対して各種給付金を受けられるほか、住宅や物品の購入、結婚、入学などに要する資金の貸付制度がある。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、11月22日（金）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和6年11月5日（火）～令和6年12月1日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合の通知は、市ホームページなどで行う。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第108号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水工第2号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事跡舗装復旧工事（その2）
- (3) 工事場所 亀岡市大井町地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 舗装復旧工
- | | | |
|--------------|--------|-----------------------|
| 舗装打換え工（市道部） | t=5cm | A=1,820m ² |
| 舗装打換え工（旧府道部） | t=12cm | A=110m ² |
| 附帯工 | | 一式 |
- (6) 予定価格（税込） 13,387,000円
【入札書比較価格（税抜）12,170,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札

で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月5日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月5日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月11日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月12日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年11月13日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月8日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月13日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月14日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月18日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月19日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月20日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第109号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6道舗改第2号
- (2) 工事名 市道中矢田篠線道路舗装改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市篠町広田地内外
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=298.4m
切削オーバーレイ工（再生密粒度As t=5cm） A=1,778.5m²
区画線工 溶融式区画線 L=538.4m
- (6) 予定価格（税込） 15,441,800円
【入札書比較価格（税抜）14,038,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月10日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月8日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月8日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月18日(月) 午前9時から午後5時まで 令和6年11月19日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年11月20日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月15日(金)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月20日(水)午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月21日(木)午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月25日(月) 午前9時から午後5時まで 令和6年11月26日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月27日(水) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第110号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第11号
- (2) 工事名 曾我谷川水管橋更新工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 重利橋

- | | | |
|--|----------------|---------|
| | アラミドがい装PE管φ100 | L=22.8m |
| | 西川橋 | |
| | HPPEφ100 | L=26.4m |
| | 仮設工 | 一式 |
- (6) 予定価格(税込) 14,707,000円
【入札書比較価格(税抜)13,370,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有(原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 4.配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 (※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工

事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月8日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月8日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月18日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月19日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和6年11月20日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月15日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月20日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月21日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月25日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月26日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月27日（水） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町野条イカノ辻南28、29

(関連区域)

亀岡市篠町野条イカノ辻南15の4の一部、16の1の一部、16の3、16の4の一部、17の2の一部、17の4の一部、18の2の一部、20の2の一部、20の3の一部、20の4の一部、20の5の一部、20の6の一部、29の1、29の2、野条下川20の3の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市伏見区羽東師菱川町314の22
株式会社青木管工業

「揭示済」

亀岡市公告第112号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事番号 | 6道改第7号 |
| (2) 工事名 | 市道柏原森線（柏原工区）道路改良工事（その3） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町柏原地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | <p>工事延長 L=133.7m W=9.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレキャストU型側溝 B300 L=55.0m ・自由勾配側溝 B400*H700~900 L=20.0m ・プレキャスト集水柵 N=3.0基 ・表層 再生密粒度As (13) t=50 A=946.7㎡ <li style="padding-left: 2em;">透水性As t=40 A=86.7㎡ ・薄層カラー舗装 RPN-301（赤、緑） A=64.7㎡ ・ガードパイプ Gp-Cp-2E L=37.1m <li style="padding-left: 2em;">Gp-Cp-2B L=49.5m ・区画線 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 25,239,500円 |
| | 【入札書比較価格（税抜）22,945,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | <p>請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）</p> |

- (1) 最低制限価格 採用
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 支給材料及び貸与品 無
- (5) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月13日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月13日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月20日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月21日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年11月22日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月19日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月22日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月25日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月27日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月28日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月29日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第113号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 水配替第2号 |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（篠町王子その1） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 配水管布設工
・配水管布設 HPPE φ50 L=156m
・給水管布設 HIVP φ13, φ20 N=3戸
・仮設配管 一式
舗装本復旧工
・舗装打換え As (t=5cm) A=345㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 12,309,000円
【入札書比較価格（税抜）11,190,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月14日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月13日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月13日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年11月20日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月21日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年11月22日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月19日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年11月22日（金）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月25日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月27日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月28日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月29日（金） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第114号

令和6年亀岡市公告第58号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和8年4月1日までとする。

令和6年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1004 1016 1018
1045 1055 1059
1069 1131 1133
1134 1155 1157

総合土木（上級）

3002 3003

保健師

5001

心理士（師）

6003 6007

保育士・幼稚園教諭

7001 7002

2 補欠合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1021 1062 1109
1118 1148 1170

「揭示済」

亀岡市公告第115号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年11月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第116号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 6市推第1号 |
| (2) 工事名 | 令和6年度ギャラリーかめおか長寿命化改修工事（建築） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町宝久保地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 令和6年度ギャラリーかめおか長寿命化対策工事（建築）
施設概要：SRC+RC造混構造一部S造 27,833.25㎡
・2階大広間・ホワイエ等内装改修工事 1式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年5月30日まで |
| (7) 部分払 | 有
・令和6年度出来高予定額に係る部分払1回 |
| (8) 前金払 | 有（保証事業会社の保証が必要）
・第1回前払金 令和6年度出来高予定額に係る前払金
・第2回前払金 令和7年度出来高予定額に係る前払金 |
| (9) 中間前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年11月20日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年11月20日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年12月2日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年12月3日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年12月4日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年11月29日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年12月4日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年12月6日（金）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年12月12日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年12月13日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年12月13日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年12月17日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和6年12月18日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年12月18日（水） 午前10時	令和6年12月19日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年12月19日（木） 午前9時から午後3時まで	令和6年12月20日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年12月19日（木） 午後3時以降	令和6年12月20日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事実施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市河原林町河原尻才ノ本26の一部、
79の一部、市有地
(関連区域)
亀岡市河原林町河原尻才ノ本26の一部、
79の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市山手東1丁目20の7
友兼 正太郎

「揭示済」

亀岡市公告第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に申し出ることができる。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者とする。

令和6年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 西町自治会
- (2) 区域

本会の区域は、京都府亀岡市西町全域のうち57番地1から63番地1、72番地3、79番地1、79番地4、80番地1、81番地1及び荒塚町鍛冶ヶ嶋全域のうち15番地、16番地から19番地12を除いた区域とする。

- (3) 主たる事務所の所在地
京都府亀岡市西町27番地

2 不動産に関する事項

(1) 建物

番号	名 称	延床面積	所 在 地
①	西町会議所 及び山鉾保管庫（附属）	128.48㎡ （うち、附属建物23.63㎡）	亀岡市西町27番地 家屋番号：27番

(2) 土地

番号	地 目	面 積	所 在 地
②	宅地	333.88㎡	亀岡市西町27番地
③	畑	49.00㎡	亀岡市西町78番地6

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①西町会議所及び山鉾保管庫（建物）

氏名	住所
桂捨次郎	京都府亀岡市西町
相原惣太郎	京都府亀岡市西町
北村秀一	京都府亀岡市西町
内藤種次郎	京都府亀岡市西町
上原久一	京都府亀岡市西町
曾我泰三	京都府亀岡市西町
白井安治	京都府亀岡市西町

②宅地（土地）

氏名	住所
桂捨次郎	京都府南桑田郡亀岡町字西町14番地
相原惣太郎	京都府南桑田郡亀岡町字西町21番地
北村秀一	京都府南桑田郡亀岡町字西町29番地
内藤種次郎	京都府南桑田郡亀岡町字西町34番地
上原久一	京都府南桑田郡亀岡町字西町39番地
曾我泰三	京都府南桑田郡亀岡町字西町39番地
白井安治	京都府南桑田郡亀岡町字西町1番地

③畑（土地）

氏名	住所
白井亀吉	京都府南桑田郡亀岡町字西町2番地
相原兼次郎	京都府南桑田郡亀岡町字西町21番戸
吉岡儀平	京都府南桑田郡亀岡町字西町36番戸
北村正平	京都府南桑田郡亀岡町字西町39番戸
北村麻次郎	京都府南桑田郡亀岡町字西町34番戸

3 公告期間

令和6年11月25日から令和7年2月25日まで

4 異議を述べる方法

亀岡市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、亀岡市総務部自治防災課に提出すること。

「揭示済」

亀岡市公告第119号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和5年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

ア 職員の採用の状況（令和5年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	40人		2人	42人
保健師	2人			2人
保育士・幼稚園教諭	5人			5人
指導主事			2人	2人
病院医師		2人		2人
病院看護師	1人			1人
計	48人	2人	4人	54人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

イ 職員の退職の状況（令和5年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術			21人	3人	24人
保健師			1人		1人
保育士・幼稚園教諭			5人		5人
指導主事			2人		2人
病院医師			2人		2人
病院看護師			4人		4人
計	0人	0人	35人	3人	38人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和5年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率 A/B
総合土木（上級）（チャレンジ方式）	1人	1人	0人	—	—	—
学芸員（チャレンジ方式）	22人	18人	8人	5人	3人	6.0
事務（上級）（かめおか方式）	206人	130人	80人	43人	32人	4.1
総合土木（上級）（かめおか方式）	1人	1人	0人	—	—	—
	1人	0人	0人	—	—	—
保育士・幼稚園教諭（かめおか方式）	11人	11人	10人	8人	7人	1.6
	2人	1人	0人	—	—	—
司書（かめおか方式）	24人	21人	6人	4人	3人	7.0
事務（初級）（一般方式）	4人	2人	1人	/	1人	2.0
総合土木（初級）（一般方式）	2人	1人	1人		0人	—
病院看護師	3人	3人	/	/	2人	1.5

(注) 1 令和5年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由	
	令和5年	令和6年	増減		
普通会計部門	議会	7人	7人		
	総務	137人	131人	△6人	派遣終了及び事務移管
	税務	35人	35人		
	民生	161人	166人	5人	子供施策拡充による体制強化
	衛生	40人	42人	2人	環境施設設置に伴う体制強化
	農林水産	27人	27人		
	商工	14人	14人		
	土木	66人	71人	5人	全国都市緑化フェア体制強化
	計	487人	493人	6人	
	教育部門	66人	71人	5人	事務量増加による体制強化
小計	553人	564人	11人		
公営企業等部門	病院	130人	127人		退職者不補充
	水道	26人	26人		
	下水道	21人	21人		
	その他	25人	26人	1人	
	小計	202人	200人	△2人	
合計	755人 [839人]	764人 [839人]	9人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。
 2 []内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和5年	令和6年	
一般行政職	432人	446人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	21人	22人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	75人	72人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	177人	174人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	12人	12人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	755人	764人	

（注）一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	489人	486人	482人	487人	493人
		増減	2人	△3人	△4人	5人	6人
	教育部門	職員数	68人	68人	68人	66人	71人
		増減	0人	0人	0人	△2人	5人
	小計	職員数	557人	554人	550人	553人	564人
		増減	2人	△3人	△4人	3人	11人
公営企業等部門	病院	職員数	127人	129人	130人	130人	127人
		増減	2人	2人	1人	0人	△3人
	水道	職員数	26人	26人	26人	26人	26人
		増減	△1人	0人	0人	0人	0人
	下水道	職員数	22人	21人	21人	21人	21人
		増減	1人	△1人	0人	0人	0人
	その他	職員数	24人	25人	26人	25人	26人
		増減	△1人	1人	1人	△1人	1人
	小計	職員数	199人	201人	203人	202人	200人
		増減	1人	2人	2人	△1人	△2人
	合計	総合計	756人	755人	753人	755人	764人
		増減	3人	△1人	△2人	2人	9人

（注）1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和5年4月～令和6年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
86,569人	45,213,761千円	1,304,033千円	6,085,479千円	13.5%	13.8%

(注) 住民基本台帳人口は、令和6年3月31日現在のものである。

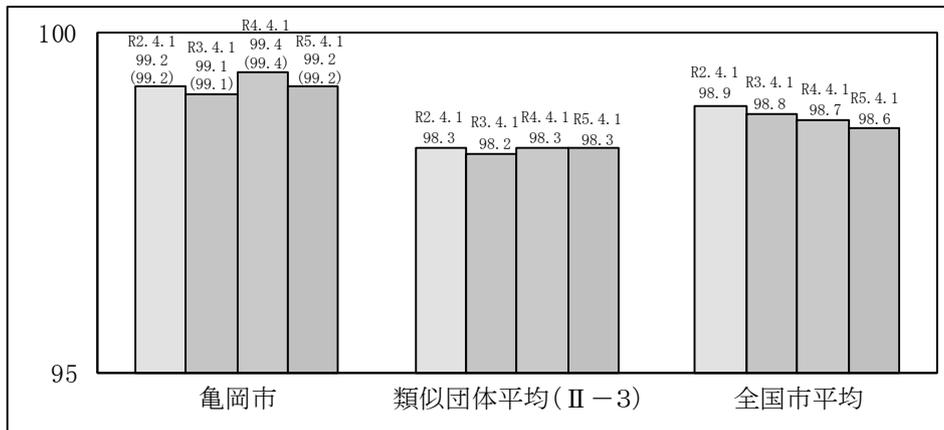
イ 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
564人	2,009,675千円	567,863千円	835,498千円	3,413,036千円	6,051千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和5年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和5年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.30月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.30月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和5年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
1,471,144千円	202,446千円	149,024千円	10.1%	9.7%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費41,344千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
25人	91,885千円	24,819千円	41,152千円	157,856千円	6,314千円

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和5年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,690,114千円	278,399千円	108,576千円	4.0%	4.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,743千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
21人	70,491千円	13,660千円	27,043千円	111,194千円	5,295千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和5年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
3,454,223千円	67,588千円	1,210,957千円	35.1%	36.1%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
129人	498,559千円	281,020千円	218,032千円	997,611千円	7,733千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由のいかん にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：12.5日 取得率：33.0%

(注) 取得実績は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注）公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）

生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間																									
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 <table border="1"> <tr> <td>妊娠23週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週から満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週から満35週まで	2週間に1回	妊娠36週から出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回																	
妊娠23週まで	4週間に1回																										
妊娠24週から満35週まで	2週間に1回																										
妊娠36週から出産まで	1週間に1回																										
出産後1年まで	その間に1回																										
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間																									
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日(7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者、配偶者の子</td> <td>1日(5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 日数は、親族の死亡日から起算して7日以内の、職員が当該休暇を請求した日から起算する。 2 同一生計の場合は()内の日数とする。</p>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	5日	祖父母、曾祖父母	3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ、おば	1日	父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者	1日
親 族	日 数																										
配偶者	10日																										
父母	7日																										
子	5日																										
祖父母、曾祖父母	3日																										
孫	1日																										
兄弟姉妹	3日																										
おじ、おば	1日																										
父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)																										
子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)																										
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)																										
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																											
おじ又はおばの配偶者	1日																										
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間																									
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間																									
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又																										

り災休暇	は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日以内でその都度必要と認められる期間
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。 ※対象となる者は、同居するものに限る。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和5年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	12人	2人	3人	17人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	14人	0人	0人	14人

（注）令和5年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	37件	0件	37件	11人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和5年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和5年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		63件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		276件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	44件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	72件

（注）令和5年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	76件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
38人	2人	0人	9人	7人	18人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会応対研修 人権研修 段取り力研修 職員倫理研修 法制執務研修 ほか	33日	1,165人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	317日	223人
	職場研修	149日	2,503人
合計		499日	3,891人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和5年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	447人
	人間ドック	300人
	ストレスチェック	718人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和5年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
3,639千円	12,378千円	759人	本給の 0.6%以内	16,309円	16,017千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

事案なし

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法第22条第1項による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により、登録月の1日の直後の亀岡市の休日を定める条例第1条に定める市の休日以外の日に次のように変更する。

令和6年11月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

変更前 令和6年12月1日
変更後 令和6年12月2日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

- 1 指定日
令和6年11月20日
- 2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
341	CCK.	山崎 恵子	京都市西京区桂芝ノ下町33番地7

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和6年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年11月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
322	CCK.	山崎 恵子	京都市西京区桂芝ノ下町33番地7

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第5号

令和6年11月14日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和7年7月31日までとする。

令和6年11月26日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

2

「揭示済」